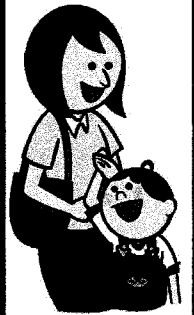


子どもたちの未来を守る、育てる

児童扶養手当



児童扶養手当とは母子及び父子家庭等の生活安定と自立を目的に給付される手当てで、児童が18歳に到達した後、最初の3月31日を迎えるまで支給されます。

(政令の定める程度の障害を有する場合には、20歳未満)

対象となる方

次のいずれかの状態にある児童を監護する父、母、養育者に支給されます。

○父母が離婚した児童

○父、または母が、

- ・死亡、生死不明である児童

- ・重度の障害を有する児童

- ・1年以上拘禁されている児童

○父、または母から1年以上遺棄されている児童

○婚姻によらないで生まれた児童

児童扶養手当の支給対象者が次のいずれかに該当するときは支給されません。

○父または母が婚姻したとき(事実上の婚姻を含む)

○児童が公的年金を受けられるとき又は公的年金の加算対象となるとき

○父、母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき

～児童扶養手当の額～

全部支給	一部支給
41,430円	41,420円から9,780円
46,430円	2人目は5,000円加算
1人につき3,000円加算	

※手当額は所得や扶養親族の数によって決定します

受給者の方へ、
現況届の提出はお済ですか？

児童扶養手当を受給している人は毎年8月に現況届を提出していただく必要があります。提出されない場合は手当が受給できなくなりますので、まだ提出していない方は必ず手続きしてください。

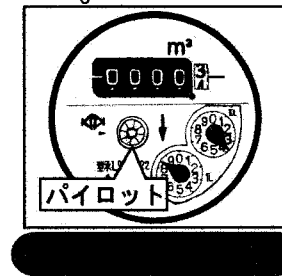
提出・問合せ先 福祉事務所社会福祉係
☎22216 (市役所5番窓口)

個人の給水装置の漏水が増えています

普段よりも水道料金が高いと感じたときは配管のヒビ割れや腐食による漏水が考えられます。

その場合は、すぐにご家庭のすべての蛇口を閉めて、水道メーターを確認してください。パイロットがゆっくりでも回っていれば漏水の可能性がります。

漏水の疑いがあるときはご自分で修理せず、下田市指定水道工事店に調査、修理を申込みください。漏水は水を無駄にするだけでなく、未使用水の料金まで支払うこととなります。各家庭で自主的に確認をお願いします。



漏水した水量・料金について一部減免できることがあります。その場合は、修理を依頼した指定水道工事店に相談し、修理完了後に「料金減免申請書」を提出してください。

※指定工事店以外が修理することは、条例により禁止されており、減免も受けられなくなります。
問合せ先 上下水道課 ☎1200